様式第二十三（第十二条第三項及び附則第二条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

変更届出書

年　　月　　日

札幌市長　　殿

届出者の住所又は

主たる事務所の所在地

届出者の氏名又は名称

代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第１項後段（同条第４項において読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第３条第２項後段（同条第５項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をします。この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【届出の別】

　□法第19条第１項後段の規定による届出

　□法第19条第４項において読み替えて適用する同条第１項後段の規定による届出

　□法附則第３条第２項後段の規定による届出

　□法附則第３条第５項において読み替えて適用する同条第３条第２項後段の規定による届出

【変更の届出をする建築物の直前の届出】

　【受付番号】　第　　　　　　　　　号

　【届出日】　　　　　　年　　月　　日

　【変更内容の概要】

（本欄には記入しないでください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受付欄 | 特記欄 | 整理番号欄 |
| 令和　　年　　月　　日 |  |  |
| 第　　　　　　 　　号 |
| 係員氏名 |

（注意）

１．第二面から第四面までとして別記様式第二十二の第二面から第四面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

２．別記様式第二十二の（注意）に準じて記入してください。

（第二面）

|  |
| --- |
| 【１．建築主】　【イ．氏名のフリガナ】　【ロ．氏名】　【ハ．郵便番号】　【ニ．住所】　【ホ．電話番号】 |
| 【２．代理者】　【イ．氏名】　【ロ．勤務先】　【ハ．郵便番号】　【ニ．住所】　【ホ．電話番号】 |
| 【３．設計者】　【イ．氏名】　【ロ．勤務先】　【ハ．郵便番号】　【ニ．住所】　【ホ．電話番号】 |
| 【４．備考】 |

（第三面）

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

　　　［建築物に関する事項］

|  |
| --- |
| 【１．地名地番】 |
| 【２．敷地面積】　　　　　　　　㎡ |
| 【３．建築面積】　　　　　　　　㎡ |
| 【４．延べ面積】　　　　　　　　㎡ |
| 【５．建築物の階数】　（地上）　　　　　　　　階　（地下）　　　　　　　　階 |
| 【６．建築物の用途】□非住宅建築物　　□一戸建ての住宅　　□共同住宅等　　□複合建築物　　　 |
| 【７．建築物の住戸の数】　　　　　　　　建築物全体　　　　　　　　戸 |
| 【８．工事種別】　□新築　　　□増築　　　□改築 |
| 【９．建築物の床面積】　　（　床面積　）（開放部分を除いた部分の床面積）【イ．新築】　　　　　　　（　　　　㎡）　　　（　　　　㎡）【ロ．増築】　　　　　全体（　　　　㎡）　　　（　　　　㎡）増築部分（　　　　㎡）　　　（　　　　㎡）【ハ．改築】　　　　　全体（　　　　㎡）　　　（　　　　㎡）改築部分（　　　　㎡）　　　（　　　　㎡） |
| 【10．構造】　　　　　　　　造　一部　　　　　　　　造 |
| 【11．法附則第３条の適用の有無】　　□有（竣工年月日　　　　年　　　　月　　　　日　　竣工）　□無　　　　 |
| 【12．基準省令附則第２条の適用の有無】　　□有（国土交通大臣が定める基準に適合するもの）　□無 |
| 【13．基準省令附則第３条又は第４条の適用の有無】　　□有（竣工年月日　　　　年　　　　月　　　　日　　竣工）　□無　　　　 |
| 【14．該当する地域の区分】　　　地域 |
| 【15．建築物全体のエネルギー消費性能】　【イ．非住宅建築物】　　（一次エネルギー消費量に関する事項）□基準省令第１条第１項第１号イの基準基準一次エネルギー消費量　　　　GJ/年設計一次エネルギー消費量　　　　GJ/年ＢＥＩ（　　　　　　　　）□基準省令第１条第１項第１号ロの基準ＢＥＩ（　　　　　　　　）□国土交通大臣が認める方法及びその結果（　　　　　　　　　　　　　　　　）　【ロ．一戸建ての住宅】　　（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）□基準省令第１条第１項第２号イ⑴(ⅰ)の基準外皮平均熱貫流率　　　　　W/(㎡・K)（基準値　　　　　W/(㎡・K)）冷房期の平均日射熱取得率　　　　　 （基準値　　　　　　　　　 ）□基準省令第１条第１項第２号イ⑵(ⅰ)の基準外皮平均熱貫流率　　　　　W/(㎡・K)（基準値　　　　　W/(㎡・K)）冷房期の平均日射熱取得率　　　　　 （基準値　　　　　　　　　 ）□基準省令第１条第１項第２号イ⑶の基準□国土交通大臣が認める方法及びその結果（　　　　　　　　　　　　　　　　）□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外　　（一次エネルギー消費量に関する事項）□基準省令第１条第１項第２号ロ⑴の基準基準一次エネルギー消費量　　　　GJ/年設計一次エネルギー消費量　　　　GJ/年ＢＥＩ（　　　　　　　　）□基準省令第１条第１項第２号ロ⑵の基準ＢＥＩ（　　　　　　　　）□基準省令第１条第１項第２号ロ⑶の基準□国土交通大臣が認める方法及びその結果（　　　　　　　　　　　　　　　　）【ハ．共同住宅等】　　（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）□基準省令第１条第１項第２号イ⑴(ⅰ)の基準□基準省令第１条第１項第２号イ⑴(ⅱ)の基準住棟単位外皮平均熱貫流率　　　　　W/(㎡・K)（基準値　　　　　W/(㎡・K)）住棟単位冷房期平均日射熱取得率　　　　　　 （基準値　　　　　　　　　 ）□基準省令第１条第１項第２号イ⑵(ⅱ)の基準住棟単位外皮平均熱貫流率　　　　　W/(㎡・K)（基準値　　　　　W/(㎡・K)）住棟単位冷房期平均日射熱取得率　　　　　　 （基準値　　　　　　　　　 ）□基準省令第１条第１項第２号イ⑶の基準□国土交通大臣が認める方法及びその結果（　　　　　　　　　　　　　　　　）□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外　　（一次エネルギー消費量に関する事項）□基準省令第１条第１項第２号ロ⑴の基準基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）基準一次エネルギー消費量　　　　GJ/年設計一次エネルギー消費量　　　　GJ/年ＢＥＩ（　　　　　　　　）□基準省令第１条第１項第２号ロ⑵の基準基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）ＢＥＩ（　　　　　　　　）□基準省令第１条第１項第２号ロ⑶の基準□国土交通大臣が認める方法及びその結果（　　　　　　　　　　　　　　　　）【ニ．複合建築物】　□基準省令第１条第１項第３号イの基準　　　（非住宅部分）（一次エネルギー消費量に関する事項）□基準省令第１条第１項第１号イの基準基準一次エネルギー消費量　　　　GJ/年設計一次エネルギー消費量　　　　GJ/年ＢＥＩ（　　　　　　　　）□基準省令第１条第１項第１号ロの基準ＢＥＩ（　　　　　　　　）□国土交通大臣が認める方法及びその結果（　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　（住宅部分）　　（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）□基準省令第１条第１項第２号イ⑴(ⅰ)の基準□基準省令第１条第１項第２号イ⑴(ⅱ)の基準住棟単位外皮平均熱貫流率　　　　　W/(㎡・K)（基準値　　　W/(㎡・K)）住棟単位冷房期平均日射熱取得率　　　　　　 （基準値　　　　　　　 ）□基準省令第１条第１項第２号イ⑵(ⅰ)の基準□基準省令第１条第１項第２号イ⑵(ⅱ)の基準住棟単位外皮平均熱貫流率　　　　　W/(㎡・K)（基準値　　　W/(㎡・K)）住棟単位冷房期平均日射熱取得率　　　　　　 （基準値　　　　　　　 ）□基準省令第１条第１項第２号イ⑶の基準□国土交通大臣が認める方法及びその結果（　　　　　　　　　　　　　　　　）□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外　　　　（一次エネルギー消費量に関する事項）□基準省令第１条第１項第２号ロ⑴の基準基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　　□第２号）基準一次エネルギー消費量　　　　GJ/年設計一次エネルギー消費量　　　　GJ/年ＢＥＩ（　　　　　　　　）□基準省令第１条第１項第２号ロ⑵の基準基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　　□第２号）ＢＥＩ（　　　　　　　　）□基準省令第１条第１項第２号ロ⑶の基準□国土交通大臣が認める方法及びその結果（　　　　　　　　　　　　　　　　）□基準省令第１条第１項第３号ロの基準　（複合建築物）（一次エネルギー消費量に関する事項）基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　　□第２号）基準一次エネルギー消費量　　　　GJ/年設計一次エネルギー消費量　　　　GJ/年ＢＥＩ（　　　　　　　　）（住宅部分）（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）□基準省令第１条第１項第２号イ⑴(ⅰ)の基準□基準省令第１条第１項第２号イ⑴(ⅱ)の基準住棟単位外皮平均熱貫流率　　　　　W/(㎡・K)（基準値　　W/(㎡・K)）住棟単位冷房期平均日射熱取得率　　　　　　 （基準値　　　　　　 ）□基準省令第１条第１項第２号イ⑵(ⅰ)の基準□基準省令第１条第１項第２号イ⑵(ⅱ)の基準住棟単位外皮平均熱貫流率　　　　　W/(㎡・K)（基準値　　W/(㎡・K)）住棟単位冷房期平均日射熱取得率　　　　　　 （基準値　　　　　　 ）□基準省令第１条第１項第２号イ⑶の基準□国土交通大臣が認める方法及びその結果（　　　　　　　　　　　　　　　　）□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外 |
| 【16．工事着手予定年月日】令和　　年　　月　　日 |
| 【17．工事完了予定年月日】令和　　年　　月　　日 |
| 【18．備考】 |

（第四面）

　　　［住戸に関する事項］

|  |
| --- |
| 【１．住戸の番号】 |
| 【２．住戸の存する階】　　　　　　　　階 |
| 【３．専用部分の床面積】　　　　　　　㎡ |
| 【４．住戸のエネルギー消費性能】（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）□基準省令第１条第１項第２号イ⑴(ⅰ)の基準外皮平均熱貫流率　　　　　　　W/(㎡・K) （基準値　　　　　W/(㎡・K)）冷房期の平均日射熱取得率　　　　　　　　（基準値　　　　　）□基準省令第１条第１項第２号イ⑵(ⅰ)の基準外皮平均熱貫流率　　　　　　　W/(㎡・K) （基準値　　　　　W/(㎡・K)）冷房期の平均日射熱取得率　　　　　　　　（基準値　　　　　）□基準省令第１条第１項第２号イ⑶の基準□国土交通大臣が認める方法及びその結果（　　　　　　　　　　　　　　　　）□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外（一次エネルギー消費量に関する事項）□基準省令第１条第１項第２号ロ⑴の基準基準一次エネルギー消費量　　　　GJ/年設計一次エネルギー消費量　　　　GJ/年ＢＥＩ（　　　　　　　　）□基準省令第１条第１項第２号ロ⑵の基準ＢＥＩ（　　　　　　　　）□基準省令第１条第１項第２号ロ⑶の基準□国土交通大臣が認める方法及びその結果（　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（別紙）　基準省令第１条第１項第２号イ⑶の基準又は基準省令第１条第１項第２号ロ⑶の基準を

用いる場合

１．住戸に係る事項

（１）外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

１）屋根又は天井

【断熱材の施工法】□内断熱工法　 　□外断熱工法

□充填断熱工法　 □外張断熱工法　□内張断熱工法

【断熱性能】□断熱材の種別及び厚さ（種別　　 　　　　 ）（厚さ　　 mm）

□熱貫流率（　　　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（ (㎡・K)/W）

２）壁

【断熱材の施工法】□内断熱工法　 　□外断熱工法

□充填断熱工法　 □外張断熱工法　□内張断熱工法

【断熱性能】□断熱材の種別及び厚さ（種別　　 　　　　 ）（厚さ　　 mm）

□熱貫流率（　　　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（ (㎡・K)/W）

３）床

（イ）外気に接する部分

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱材の施工法】□内断熱工法　 　□外断熱工法

□充填断熱工法　 □外張断熱工法　□内張断熱工法

【断熱性能】□断熱材の種別及び厚さ（種別　　 　　　　 ）（厚さ　　 mm）

□熱貫流率（　　　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（ (㎡・K)/W）

（ロ）その他の部分

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱材の施工法】□内断熱工法　 　□外断熱工法

□充填断熱工法　 □外張断熱工法　□内張断熱工法

【断熱性能】□断熱材の種別及び厚さ（種別　　 　　　　 ）（厚さ　　 mm）

□熱貫流率（　　　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（ (㎡・K)/W）

４）土間床等の外周部分の基礎

（イ）外気に接する部分

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱性能】□断熱材の種別及び厚さ（種別　　 　　　　 ）（厚さ　　 mm）

□熱貫流率（　　　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（ (㎡・K)/W）

（ロ）その他の部分

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱性能】□断熱材の種別及び厚さ（種別　　 　　　　 ）（厚さ　　 mm）

□熱貫流率（　　　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（ (㎡・K)/W）

５）開口部

【開口部比率】（　 　　　　　　　　　）【開口部比率区分】（　　　　　）

【断熱性能】□建具等の種類（建具の材質・構造　　　　　　　　　 　　 　）

（ガラスの種別 　　　　　　　　　　　　　　　　）

□熱貫流率 （ 　 W/(㎡・K)）

【日射遮蔽性能】

□ガラスの日射熱取得率（日射熱取得率　 　　　　　　　　　）

□付属部材　 （南±25度に設置するもの　 　　　　　　　　 　 ）

　　 （上記以外の方位に設置するもの ）

□ひさし、軒等

６）構造熱橋部

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱性能】断熱補強の範囲（　　　㎜）　　断熱補強の熱抵抗値（ (㎡・K)/W）

（２）空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

【暖房】暖房設備（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

効率（ 　　　　　　 ）

【冷房】冷房設備（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

効率（ 　　　　　　 ）

【換気】換気設備（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

効率（ 　　　　　　 ）

【照明】照明設備（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

【給湯】給湯設備（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

効率（ 　　　　　　 ）

２．備考